

令和3年度第1回 袖ヶ浦市地域総合支援協議会 会議録要旨

1 開催日時 令和3年10月

(1) 書面発送日 令和3年 9月24日

(2) 意見等提出期限 令和3年10月 6日

2 開催場所 書面会議

3 出席委員（書面を送付した委員）

会 長	関口 幸一	副会長	石井 啓
委 員	手塚 正二	委 員	関口 三枝子
委 員	千木良 俊彦	委 員	及川 和範
委 員	島津 太	委 員	高野 圭介
委 員	剣持 敬太	委 員	増田 衣美
委 員	竹元 悦子	委 員	大出 敏文
委 員	渡邊 昭宏	委 員	大熊 賢滋
委 員	藤本 司	委 員	高橋 裕
委 員	重田 克己	委 員	瀧澤 真
委 員	今関 磨美		

4 議 題

(1) 第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における令和2年度の実績・評価について【資料1】

(2) 地域生活支援拠点等の整備について【資料2】

5 議 事

本会議は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面会議にて開催した。

この結果、議題1に対し、別紙1のとおり委員から意見等の提出があり、市からの回答を合わせて、令和3年10月20日付け袖障第2871号にて委員あて通知した。

令和3年度第1回袖ヶ浦市地域総合支援協議会の開催（書面会議）における
提出意見等に対する回答

別紙 1

議題（1）第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における令和2年度の実績・評価について

該当項目	意見等	回答
<p>(5) 障がい児 福祉計画</p>	<p>今年度9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。 その中で、地方公共団体の責務が示され、ガイドラインの策定や合議体の設置が求められています。 今後の取組にも示されていますが、「医療的ケア児支援の場」の設置や保育所及び放課後等デイサービスでの受け入れ態勢について、早急に取り組んでいただきたいと思います。</p>	<p>国において令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。 この法律は、医療技術の進歩に伴い、医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るなど、安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としています。 また、法律の中では、国や地方公共団体の責務などが示されており、地方公共団体は、国との連携を図り、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有することや、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体による相談体制を整備すること、支援に資する情報の共有を促進することが示されています。 一方、医療的ケア児に係るサービスのニーズ量の把握が困難であることや、都市部を除き医療的ケア児に対応できる事業所や職員が十分でないこと、医療・福祉・教育の間の連携が十分でないことなどが課題とされています。 今後予定されている県の取り組み方針の説明会や、法律の制定を踏まえた君津圏域4市での会議などにより、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、体制整備や制度運用のありかたについて検討してまいります。</p>

議題（2）地域生活支援拠点等の整備について

意見等なし

第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画及び第1期袖ヶ浦市障がい児福祉計画 における令和2年度の実績・評価について

1 計画の成果目標・取組み

第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画(計画期間:平成30年度～令和2年度)及び第1期袖ヶ浦市障がい児福祉計画(計画期間:同じ)では、国の基本指針に即した成果目標として、以下のとおり定めています。

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等 【障がい児福祉計画】

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 第5期における取組みの方向性

- 地域における居住の場としてのグループホーム等に対して、施設や社会福祉法人などとの連携を図り、希望する人が利用できるよう支援します。
- 地域で自立できるよう、自立訓練や就労支援など必要なサービスの確保を図り、入所施設等から地域生活への移行を推進します。
- サービスの質や量の充実に図るとともに、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス)が受けられるよう、サービス量の確保・拡充に努めます。
- 障がいのある人の自立と社会参加を促進していくために、地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の充実に図ります。

② 令和2年度取組み

- ・相談支援事業所や施設などと連携し、地域移行に向けての支援を行った。
- ・サービスの質や量の確保等に努め、希望する人が必要なサービスを受けられるよう支援した。

③ 成果指標と実績

指標	項目	目標値	実績値
		令和2年度まで	令和2年度
地域生活移行者数	令和2年度末時点での地域生活移行者数	6人	1人
施設入所者数	令和2年度末の施設入所者数(a)	62人	69人
	削減人数 (平成28年度末(63人)－(a))	1人	△6人

④ 令和2年度における効果・課題と今後の取組み

効果・課題	今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所から地域生活への移行させることはできたが、施設入所者数は全体で増加し、移行者数が少なかったため、平成28年度末からの削減にはならなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で自立ができるよう、サービスの質や量の充実に図る。 ・引き続き関係機関との連携を行い、希望する人が地域移行できる体制を整える。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 第5期における取組みの方向性

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉の連携した支援や、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された地域システムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置に努めます。
- 精神病床における長期入院患者を地域で受け入れる精神保健医療福祉体制の基盤整備を進めるとともに、地域移行に向けた支援を進めます。

② 令和2年度の取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置について、君津地域4市で協議し、令和3年度に設置することで合意した。 ・精神病床における長期入院患者が地域生活への移行ができるよう支援した。

③ 成果指標と実績

指標	項目	目標値	実績値
		令和2年度まで	令和2年度
協議の場の設置状況	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	1箇所	0箇所
精神保健医療福祉体制の基盤整備量	長期入院患者の地域生活への移行者数	11人	2人

④ 令和2年度における効果・課題と今後の取組み

効果・課題	今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がいのある人の自立支援の包括的地域ケアシステムの構築について、4市担当課会議及び県主催の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進代表者会議」において協議した。 ・精神病床における長期入院患者が地域生活への移行することができたが、目標値は達成できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に設置する圏域での「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場」において、地域移行の促進に向けた支援を進める。 ・長期入院患者の地域生活への移行に向けた支援を引き続き行っていく。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 第5期における取組みの方向性

○障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備に努めます。

② 令和2年度 of 取組み

袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会及び基幹相談支援センターのコーディネーターと地域生活支援拠点等の整備について協議した。

③ 成果指標と実績

指標	項目	目標値	実績値
		令和2年度まで	令和2年度
地域生活支援拠点等の整備状況	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点等の整備	1箇所	0箇所

④ 令和2年度における効果・課題と今後の取組み

効果・課題	今後の取組み
• 袖ヶ浦市社会福祉施設等連絡協議会及び基幹相談支援センターのコーディネーターと地域生活支援拠点等の整備について協議した。	• 地域生活支援拠点等の整備について、令和5年度までの設置に向け、市の地域特性を踏まえて、必要とされる機能や体制など具体的な検討を進めていく。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 第5期における取組みの方向性

- 労移行支援事業等の推進により、障がいのある人の就労の場を確保するとともに、就労移行支援事業所の就職移行率の増加を図ります。
- 公共職業安定所(ハローワーク)、商工会、特別支援学校等との連携を図り、福祉施設から一般就労への移行を推進します。
- 自立と社会参加を促進していくために、中立・公平な立場で適切な情報提供、相談支援体制機能の充実を図ります。

② 令和2年度 of 取組み

福祉施設から一般就労へ移行できるように、各種機関と連携を取るとともに、情報の提供などを行い推進を図った。

③ 成果指標と実績

指標	項目	目標値	実績値
		令和2年度まで	令和2年度
福祉施設から一般就労への移行(a)	令和2年度の一般就労移行者数	17人	13人
就労移行支援事業の利用者数	令和2年度末の就労移行支援事業の利用者数	27人	29人
就労移行支援事業所数	令和2年度末に就労移行率30%以上の就労移行支援事業所数	2事業所	0事業所

④ 令和2年度における効果・課題と今後の取組み

効果・課題	今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> • 一般就労への移行者数が目標値に至らなかった。 • 相談支援事業所やハローワーク等と連携して、就労移行への支援を行い、利用者が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 関係機関と連携を図り、引き続き福祉市施設から一般就労の移行への支援に努める。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 【障がい児福祉計画】

① 第1期 袖ヶ浦市障がい児福祉計画における取組みの方向性

- 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実を図ります。
- 障がい児の地域社会への参加・包容を推進するため、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保を図ります。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置に努めます。

② 令和2年度の取組み

<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置について、君津郡市広域市町村圏事務組合の運営する「きみつ愛児園」の運営等について、君津圏域で検討した。 【障がい者支援課】 ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、関係機関等が連携を図るための「協議の場」の設置について、4市で検討した。 【障がい者支援課】 ・放課後児童クラブにおいては、9クラブ、19人の障がいのある児童を受入れた。 【子育て支援課】 ・ファミリーサポートセンターを運営し、障がいのある児童について、状況を見極めたうえで、提供会員に対し援助の受け入れに向けた連絡調整を2件行った。 【子育て支援課】 ・集団保育が可能な障がいのある児童の保育について、入所希望に応じて8施設10人の障がいのある児童の受け入れを行った。 【保育幼稚園課】

③ 成果指標と実績

指標	項目	目標値	実績値
		令和2年度まで	令和2年度
設置状況	児童発達支援センターの設置	1箇所	1箇所 (君津圏域)
体制の整備状況	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	0箇所
事業所の確保の状況	重症心身障がいのある児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所数	各1事業所	0事業所
協議の場の設置状況	医療的ケア児支援のための協議の場の設置	1箇所	0箇所

④ 令和2年度における効果・課題と今後の取組み

効果・課題	今後の取組み
<ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援センター「きみつ愛児園」の運営方式について、君津圏域で協議を行った。 【障がい者支援課】 • 「医療的ケア児支援の場」について、4市での設置について引き続き検討する。 【障がい者支援課】 • 放課後児童クラブに専門の支援員を配置し、障がい児を受け入れた。 【子育て支援課】 • ファミリーサポートセンターにおいて、障がいのある子どもの受入に向けた連絡調整を行い、援助活動を行う環境を整えた。 【子育て支援課】 • 保育所では、集団保育が可能な障がい児について受け入れができた。 【保育幼稚園課】 	<ul style="list-style-type: none"> • 児童発達支援センター「きみつ愛児園」及び「医療的ケア児支援の場」について、引き続き検討していく。 【障がい者支援課】 • 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの事業所の確保について、働きかけていく。【障がい者支援課】 • 放課後児童クラブ及びファミリーサポートセンターでの障がい児受け入れについて、継続して実施していく。 【子育て支援課】 • 保護者や関係機関と連携しながら、引き続き、集団保育が可能な障がい児の保育施設への入所の受け入れを実施する。 【保育幼稚園課】

(6) 障がい福祉サービス等の活動指標について

第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画における、各種障がい福祉サービスの計画に対する実績は、以下のとおりです。

障害福祉サービス		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			実績	実績	見込量	実績
訪問系サービス	居宅介護	実人/月	109	109	122	92
		時間/月	1,731	1,777	1,921	1,789
	重度訪問介護	実人/月	4	5	5	3
		時間/月	551	481	704	473
	行動援護	実人/月	1	1	0	1
		時間/月	23	18	0	12
	同行援護	実人/月	14	13	17	11
		時間/月	295	268	378	148
	重度障害者等包括支援	実人/月	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0
訪問系計	実人/月	128	128	144	107	
	時間/月	2,600	2,544	3,003	2,422	
	平均利用時間	20	20	21	23	
日中活動系サービス	生活介護	実人/月	167	171	174	177
		延人日/月	3,089	3,130	3,215	3,162
	自立訓練(機能訓練)	実人/月	10	10	9	10
		延人日/月	55	60	70	41
	自立訓練(生活訓練)	実人/月	1	1	7	2
		延人日/月	13	17	107	12
	就労移行支援	実人/月	26	31	34	29
		延人日/月	263	239	373	276
	就労継続支援(A型)	実人/月	23	31	23	33
		延人日/月	360	486	393	537
	就労継続支援(B型)	実人/月	104	109	115	118
		延人日/月	1,386	1,533	1,742	1,739
	就労定着支援	実人/月	4	5	11	8
	療養介護	実人/月	5	4	5	4
	短期入所(福祉型)	実人/月	48	40	51	28
		延人日/月	509	486	626	462
短期入所(医療型)	実人/月	1	1	2	1	
	延人日/月	4	5	3	28	
日中活動系計	実人/月	389	403	431	410	
	延人日/月	5,679	5,956	6,529	6,257	
サービス系 居住系	自立生活援助	実人/月	0	0	1	0
	共同生活援助	実人/月	73	84	83	82
	施設入所支援	実人/月	69	68	62	69
	施設系計	実人/月	142	152	146	151
相談支援	計画相談支援	実人/月	59	79	52	88
	地域移行支援	実人/月	1	2	0	0
	地域定着支援	実人/月	0	0	2	0
	相談支援計	実人/月	60	81	54	88

(7) 地域生活支援事業の活動指標について

第5期袖ヶ浦市障がい福祉計画における、地域生活支援事業の計画に対する実績は、以下のとおりです。

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		実績	実績	計画	実績
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
相談支援事業					
障がい者相談支援事業	実施か所数	2	2	2	2
地域総合支援協議会	実施回数	3	3	2	6
市町村相談支援機能強化事業	実施か所数	1	0	2	1
成年後見制度利用支援事業	実人/年	2	3	1	4
コミュニケーション支援事業					
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実人/月	7	18	15	17
手話通訳者設置事業	設置か所数	1	1	1	1
手話奉仕員研修事業(実養成講習修了見込者数)	実人/年度	1	-	-	-
日常生活用具給付等事業					
介護・訓練支援用具	件/年度	3	4	5	9
自立生活支援用具	件/年度	10	7	14	2
在宅療養等支援用具	件/年度	13	14	9	13
情報・意思疎通支援用具	件/年度	19	5	8	19
排せつ管理支援用具	件/年度	1,066	1,236	1,020	1,253
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年度	2	1	3	2
移動支援事業	実施か所数	24	20	23	20
	実人/月	47	33	40	30
	時間/月	287	287	290	196
地域活動支援センター					
地域活動支援センター(I型)	実施か所数	1	1	1	1
	実人/月	63	68	50	80
地域活動支援センター(II型)	実施か所数	3	3	3	3
	実人/月	3	3	3	3
地域活動支援センター(III型)	実施か所数	4	5	3	3
	実人/月	10	11	6	9
訪問入浴サービス事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施
知的障がい者職親委託制度	実施の有無	実施	実施	実施	実施
日中一時支援事業	実人/月	46	43	40	26
	延人日/月	418	250	410	249
自動車運転免許・自動車改造助成事業、その他社会参加促進事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施

(8) 障がい児支援事業の活動指標について

第1期袖ヶ浦市障がい児福祉計画における、障がい児支援事業の計画に対する実績は、以下のとおりです。

障害福祉サービス	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		実績	実績	見込量	実績
障がい児相談支援	実人／月	27	35	32	43
児童発達支援	実人／月	63	66	110	77
	延人日／月	543	550	990	747
医療型児童発達支援	実人／月	0	0	1	0
	延人日／月	0	0	1	0
放課後等デイサービス	実人／月	97	111	139	124
	延人日／月	1,122	1,100	1,490	1,321
保育所等訪問支援	実人／月	2	1	3	1
	延人日／月	0	1	4	1
居宅訪問型児童発達支援	実人／月	0	0	1	0
	延人日／月	0	0	1	0
サポートファイルの配布	実施の有無	実施	実施	実施	実施

地域生活支援拠点等の整備について

袖ヶ浦市基幹相談支援センター

袖ヶ浦市基幹相談支援センターは、令和3年1月より運営を開始しています。

総合的な相談窓口として、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者や保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用援助、社会生活を送るために必要な支援、権利擁護のために必要な支援等を総合的にを行い、障がい者等の自立と社会参加の促進を図っています。

また、関係機関のネットワークづくりを構築することにより障がい者等が地域で安心して暮らせるよう支援体制の構築を図っています。

I 総合的・専門的な相談支援

- **総合的な相談支援※①**や専門的な相談支援
- 福祉サービス利用の情報提供や利用申請の援助
- **地域の社会資源を活用するための支援※①**
- 社会生活力を高めるための相談支援
- 他の支援制度や専門機関の紹介等
- 個別支援会議を踏まえた多面的な見立てやフォロー体制による支援

II 地域の相談支援体制の強化の取組

- 地域の相談支援事業所に対する相談支援に関する専門的な指導及び助言
- 個別支援会議を活用した地域の相談支援事業所の支援、**人材育成及び連携※④**
- **相談支援従事者等の養成に関する研修の企画及び運営※④**
- サービス等利用計画書作成等の助言
- **各種の相談機関との連携強化※⑤**

III 地域移行・地域定着の促進の取組

- **地域移行に向けた普及啓発※③**
- 障害者支援施設や精神科病院等との情報共有、利用者に対する情報提供
- 地域移行に関わる会議等への参加

IV 権利擁護・虐待の防止

- 成年後見制度に関する相談受付、関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援
- 虐待に関する相談受付、市虐待防止センターと協力した関係機関との連絡調整、必要に応じた同行支援、相談や助言

V 地域生活支援拠点等の整備

本市が今後整備する地域生活支援拠点等における、**中核的な機関としてコーディネーターの役割**を担う。

地域生活支援拠点等の整備を中心とした地域づくり

(1) 目的

障害者の重度化・高齢化や、同居家族の死亡・急病など介護者不在等の事態に備え、居住支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整備する。

(2) 具体的な目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施・短期入所等の活用
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からGH、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備

(3) 必要な機能（具体的な内容）

① 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録したうえで、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に**必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援**を行う

② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受け入れ体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の**緊急時の受け入れ**や医療機関への連絡等の必要な対応を行う

④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる**体制の確保**や、専門的な対応ができる**人材の養成**を行う

⑤ 地域の体制づくり

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の**連携体制の構築等**を行う

③ 体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する

(4) 整備の課題

特に「(3)②緊急時の受け入れ・対応」について、様々な障害特性を考慮すると単独の事業所による対応は困難なため、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、機能を分担して地域の障害者を支援する体制整備に取り組む必要があります。